

第5号議案

シニアユニバーシティ大宮校14期校友会会則改定(案)

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市シニアユニバーシティ大宮校14期校友会(以下「本会」という。)とし、本会の運営に関し必要な項目を定める。

2 本会は、さいたま市シニアユニバーシティ大宮校第14期生をもって組織し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員による自主的な運営を行うとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 教養文化に関すること

(2) その他目的達成に必要な事業

2 本年度事業計画は、別途定める。

(役員)

第4条 本会に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 会計 2名 本会の会計全般を担当する。

(4) 総務 2名 本会の総務全般を担当する。

(5) 企画 5名 本会の事業活動を担当する。

(6) 監事 2名 会計を監査し、事業終了後決算文書を確認し、署名後総会にて報告する。

(役員を選出)

第5条 会長、副会長、会計、総務及び企画の役員は、理事会において選出し、総会の承認を受ける。

2 監事は、会長の指名により総会において理事以外から選出するし、総会において承認を受ける。

(役員任期)

第6条 役員任期は次期定期総会までとし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、原則として理事会において新たな役員を選出し、臨時総会の承認を受ける。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は年1回開催し、前事業年度の事業報告、会計報告の承認等並びに当事業年度の事業計画、予算、新たな役員承認等及び監事の選出を行うを受ける。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、会長がすみやかに招集し、開催する。

4 理事会は、役員、各班班長、副班長及びクラブ代表者で構成され、本会の業務事項を計画立案して審議し、運営を推進する。

5 会議の議長は会長とし、会長が欠席の場合は副会長がこれを代行する。